

「商工会は、行きます、聞きます、提案します」 ～会員満足向上運動展開中～



遠野商工会報

発行責任者 遠野商工会 会長 佐々木 弘志 No.132 (令和元年10月15日発行)
本 所 〒028-0522 遠野市新穀町 6-1 電話 62-2456 F A X 62-2356
宮守支所 〒028-0304 遠野市宮守町下宮守 30-48-2 電話 67-2230 F A X 67-2237
メール : shokokai@echna.ne.jp ホームページ : <http://www.shokokai.com/tohno/>



幻想的な雲海に出逢う。

高清水高原 展望台

展望台からは遠野盆地を一望できる絶景スポット。特に早朝がおすすめで、タイミングがよければ眼下に雲海が広がる幻想的な風景を楽しめる。

※11月末頃～5月上旬頃は積雪のため通行不可。

雲海の見頃は晩秋！

＼すぐ、できる！＼ あなたのお店の軽減税率対策

ご商売の実態に合わせて、最適な軽減税率制度対策を！

Q.

あなたのお店は、
領収書をお求めのお客様が少ないですか？
であれば・・・

A.

「軽減税率対応レジ」なしでも対応することができます。

10月1日から消費税が10%に引き上げられ、食品等は8%の軽減税率が適用されます。

10月以降、軽減税率の対象品目の売り上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、帳簿にこれまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）をしていただくこととなります。これに伴い、レシートや領収書等も税率ごとの記載が必要となりますので、「軽減税率対応レジ」を導入していない場合には、下記の記載例のように手書き等で対応することができます。

軽減税率制度に対応する手書き領収書の発行の仕方

軽減税率制度に対応した「領収証」があります。

古いレシートへの手書き追記による対応も可能です。

軽減税率制度対応にリニューアルされた領収書を使えば、追加された記載事項を記入しやすくなっています。

領収書

天の川 株式会社 様

金額 19,652-

※食品（軽減税率対象）総額が全額として上記に記入いたしました。

(合) スーパーマーケット 様
Tel 03-123-456

税率別
税率 軽減税率 10% 金額 10,000
税率 軽減税率 8% 金額 9,652

税率別に2枚に分ければ、現在お持ちの領収書も使用可能です。

現行品①(税率10%分)

領収書

天の川 株式会社 様

金額 11,660-

※食品(軽減税率対象)総額が全額として上記に記入いたしました。

(合) スーパーマーケット 様
Tel 03-123-456

現行品②(税率8%分)

領収書

天の川 株式会社 様

金額 7,992-

※食品(軽減税率対象)総額が全額として上記に記入いたしました。

(合) スーパーマーケット 様
Tel 03-123-456

〈8%対象品目のみの販売〉

●●商店-

領収書

2019年10月1日(火)12:00

食パン	¥250
牛乳	¥250
卵	¥750
小麦粉	¥750
バナナ	¥500
いちご	¥500
合計	¥3,000

「すべて軽減税率対象」

8%対象品目のみの販売であれば「すべて軽減税率対象」と手書きで記載

〈8%及び10%対象品目の販売〉

●●商店-

領収書

2019年10月1日(火)12:00

食パン	¥250
牛乳	¥250
コップ	¥1,500
ストロー	¥250
バナナ	¥500
キッチンペーパー	¥250
合計	¥3,000

8% (1,000円)
10% (2,000円)
印は軽減税率(8%)対象品目

軽減税率対象品目に目印をつけ、税率ごとの合計金額を手書きで記載

軽減税率の対象品目

軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の譲渡（販売）です。

軽減税率の対象品目

飲食料品



飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、**人の飲用又は食用に供されるもの**です。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

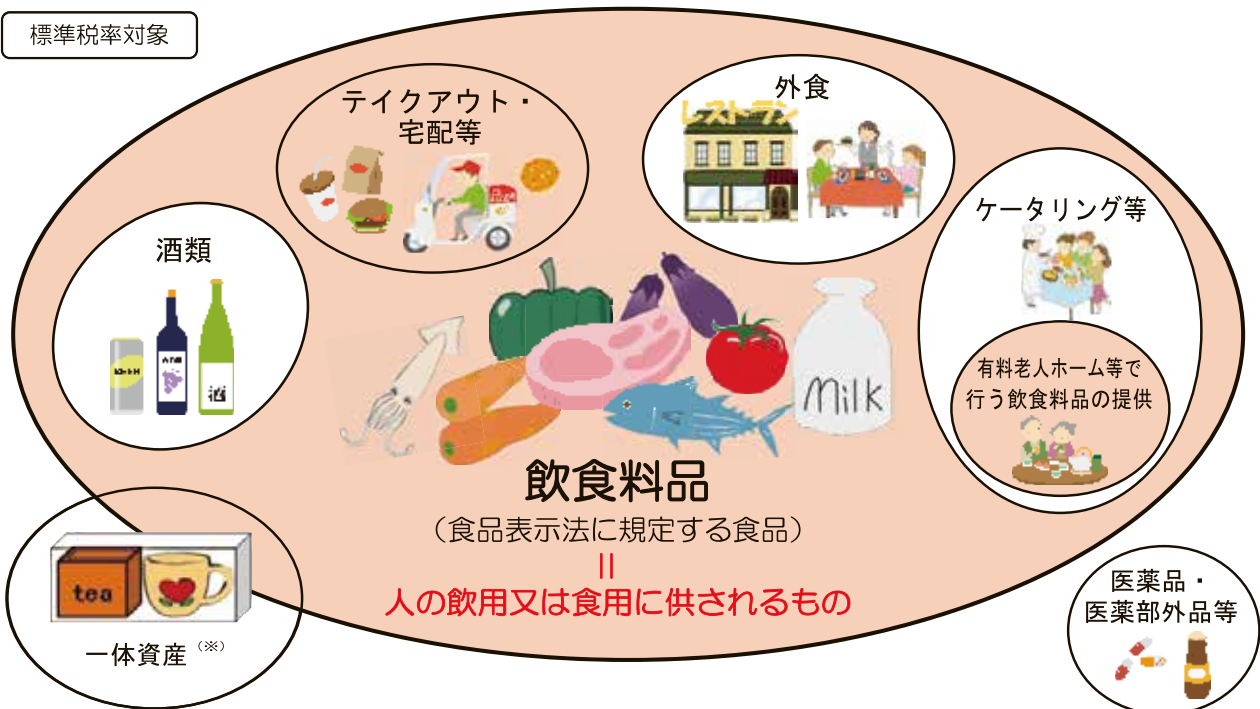
新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の要件を満たす一体資産は、飲食料品として軽減税率の対象となります（詳しくはご確認下さい）。

Q

飲食料品を販売する際に使用する容器は、どうなるの？

おしえて軽減税率
Q&A

A

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等に別途対価を定めている場合、その包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」に該当しません。

※ 包装材料等自体の仕入れは、軽減税率の対象となりません。



選手の皆さん お疲れ様でした 第56回遠野商工会野球大会

7月28日(日)に早瀬川緑地グラウンドにおいて参加6チームにより、第56回商工会野球大会が開催されました。各試合とも接戦となり、佐藤工業(株)と(有)寿工業がともに決勝に勝ち上がり、試合は、9-3で(有)寿工業が佐藤工業(株)を下し、優勝を飾りました。



白熱した試合状況



優勝した(有)寿工業の選手の皆さん

遠野町家の観月会 ～十三夜～

10月11日(金)に遠野町家の観月会があえりあ遠野で開催されました。今回は、女性部員等31人が参加し、「お月見のお話」についての講話(講師:女性部顧問 松田和子氏)や秋の叙情歌(ソプラノ:山本恵子氏 ピアノ:名須川明子氏)が披露されました。



講和の様子



秋の叙情歌

部員増強運動中！ あなたも一緒に地域を元気にしませんか？

同じ志を持った全国の商工会員と新たなビジネスネットワークの構築も可能です。活動の詳細や入部の手続き等は、青年部・女性部事務局まで



年金や社会保険の疑問や相談に 社会保険相談日

相談は、事前予約制になっております。相談日の前日までに、必ず花巻年金事務所まで電話で申込み下さい。

★予約電話番号：0198-23-3351

- 相談日 (毎月1回 木曜日)
11月7日 12月5日 1月9日 2月6日 3月5日
- 時間 10時30分～15時30分
- 会場 遠野市役所本庁舎3階中会議室B(会場があすもあ遠野から変更になっております。)
- 持参するもの 年金の番号がわかる「基礎年金番号通知書」、「年金手帳」、「年金証書」等

岩手働き方改革推進支援センター 出張相談会のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します

こんな「お悩み」を抱えていませんか？

- 36協定について詳しく知りたい
- 「同一労働同一賃金ガイドライン」を参考に非正規労働者の処遇改善をするためには
- 時間外労働の上限規制への対応は
- 弾力的な労働時間制度の構築をするためには
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない

相談
無料

相談日 令和元年11月14日(木) 12月12日(木)
令和2年 1月 9日(木) 2月13日(木)

会場 遠野商工会

相談時間 ①10:00~11:00 ②11:00~12:00
③13:00~14:00 ④14:00~15:00

※相談をご希望の方は、事前に遠野商工会までご連絡ください。

内容の照会及び申込は、下記まで

主催 遠野商工会 tel 0198-62-2456
共催 岩手働き方改革推進センター tel 0120-198-077

第32回ソフトバレー大会を開催します

開催日時 令和元年11月17日(日)

会場 遠野市民センター 体育ホール

参加料は無料です。

チーム編成 1チームの競技者6名で(登録は9名以内)、その中に女性が常時3名以上出場しなければならない。

原則として、各事業所ごとのチーム編成とするが、従業員などの関係で編成が困難な場合には、商工会会員事業所同士での合同チームも可とする。なお、1事業所2チーム以内の申し込みとするが、状況により調整するものとする。

申込締切日 令和元年11月8日(金)

※参加をご希望の事業所は、遠野商工会本所(0198-62-2456)へご連絡ください。

経営者奮闘記!!

看板・塗装 遠野美装

遠野商工会では、創業を希望される方の支援や後継者の育成支援を強化しております。夢を持ち創業された経営者や事業を承継された後継者の方々を紹介させていただきます。

今回は、2018年4月に開業した「遠野美装」の菊池章好さん（松崎町）をご紹介します。

菊池さんは、遠野市内の看板・塗装の事業所で勤務後、独立開業し、2019年1月に現在の松崎町白岩の国道283号線沿いに事務所を構え、営業を行っております。

現在、菊池さんの他に店内での事務作業や加工作業を行っている従業員の方が1名おり、日々忙しく業務に従事しております。

事業内容は、各種看板のデザイン・製作・取り付け工事、ししゅう製作、塗装工事（屋根・外壁塗装・浴槽塗装等）を主体とした事業の他に、ステッカーやのぼり、ワッペン等の小物作成から、大型看板まで製作し、幅広い製作加工、取り付け工事を行っております。

先日開催された遠野まつりでは、参加団体よりオリジナルTシャツのプリント作成や従事者ワッペンの作成を依頼され、注文された団体の方からは非常に好評を得ております。当社の施工実績は「遠野美装」フェイスブックやインスタグラムにも掲載されておりますので是非ご確認ください。

菊池さんは、開業後に、小規模事業者持続化補助金に2回採択された経験があり、積極的な事業展開を行っております。

商工会では、経営課題の整理と経営戦略策定に取り組むことで、企業力強化のための経営計画の策定も支援しております。「新たな顧客を取り込みたい」、「集客力を高めたい」、「新たな市場を開拓したい」等、事業計画の策定を行い、事業の見直しを行い、事業拡大につながる計画を作成してみませんか。



岩手県屋外広告業登録第0660号
遠野美装 各種**看板** ステッカー・シート切り文字 大判プリント・カーラッピング マークプリント・デザイン刺繍 オリジナルTシャツ制作 etc.
 住まいの**塗装** 屋根塗装・外壁塗装・内装塗装 etc.
 0198-77-1008
 遠野市松崎町白岩19-83-1 (遠野バイパス)

新入会者のご紹介

番号	事業所名	代表者	業務内容	住所
1	高橋一憲税理士事務所	高橋 一憲	税理士事務所	中央通り
2	ローソン遠野綾織町店	大久保 明弘	コンビニエンスストア	綾織町
3	焼肉レストランたかちゃん	村上 隆	飲食業	宮守町
4	辻・本郷税理士法人遠野事務所	徳田 孝司	税理士事務所	松崎町
5	(株)盛岡中央塗装	谷 俊弘	塗装業	上郷町
6	(株)地球の恵	樹 美千子	飲食業・小売業	宮守町
7	mama.ナージュ	新田 千恵美	家事代行・ハウスクリーニング	附馬牛町

商工会会員増強運動実施中

「業務改善助成金」のご案内

業務改善助成金は、中小企業が設備投資等により生産性の向上を図り、事業場内で最も低い労働者の賃金を30円以上引き上げた場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。「設備投資等」には、新たな機械設備の導入の他、老朽化した設備の入れ替えや人材育成・教育訓練経費、経営コンサルティング料も含まれます。

対象となるのは、労働者数30人以下で、事業場内で最も低い賃金額と岩手県最低賃金（790円）の差が30円以内の事業場となります。

助成額は、賃金引上げ対象労働者の人数により、50万円～100万円です。

助成金活用事例

- ・弁当の盛り付け作業効率化のため、ベルトコンベアを導入（食料品製造業）
- ・食器洗浄の時間・経費削減のため、新型食器洗浄機に入れ替え（ホテル業）

※問い合わせ・相談先

○岩手働き方改革推進支援センター TEL 0120-198-077（9:00～17:00）

○岩手労働局 雇用環境・均等室 TEL 019-604-3010

家族の夢！応援します 国の教育ローン

■ご融資額 学生1人350万円以内

■返済期間 15年以内
（在学中元金据置可）

■返済利率 年1.71%
（令和元年10月1日時点）

■資金使途 学校納付金、受験費用、
住居費用等

■お問合せ (株)日本政策金融公庫
（電話 0570-008656）



商工会員だけのメリットです

無担保・無保証人・低金利で事業資金調達をサポート

日本政策金融公庫の マル経融資

■融資額 2,000万円以内

※東日本大震災の直接被害、間接被害を受けられ、被害証明書等を提出できる方は、通常枠と別枠1,000万円以内（当初3年間/年0.31%、4年目以降/年1.21%）の利用が可能です。

■返済期間 ★運転資金 7年以内
（据置期間1年以内）

★設備資金10年以内
（据置期間2年以内）

■貸付利率 1.21%（令和元年10月1日現在）

小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合、生活の安定や事業の再建を図るために資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

いわば「経営者の退職金制度」といえます。

平成23年1月からは個人事業主の「共同経営者」も2名まで加入できるようになりました。共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で下記の条件を満たす方で、いわゆる事業専従者です。

- 掛金は全額所得控除
- 無理のない掛金
月額1,000円～70,000円の
範囲で自由に選択
- 共済金の受取りは一括・分割・併用の3タイプ
- 受取り時には税制面での大きなメリット
- 災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能

経営者の
退職金



使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

岩手県最低賃金

令和元年10月4日発効

時間額

790円

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければなりません。
- 最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。
- 岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、断続的労働に従事する労働者等に対し、減額した最低賃金が適用されることがあります。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

- 以下の産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。
 なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 **829円** 平成30年12月28日発効

百貨店、総合スーパー

時間額 **800円** 平成30年12月28日発効

- 「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人以上の事業所に適用されます。

光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 **809円** 平成30年12月28日発効

- 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

各種商品小売業

時間額 **767円** 平成28年12月11日発効

- 「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人未満の事業所に適用されます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **796円** 平成30年12月28日発効

- ①手作業による包装又は袋詰め業務
 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

自動車小売業

時間額 **838円** 平成30年12月28日発効

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働局賃金室：019-604-3008 岩手労働局ホームページ <http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
 各労働基準監督署：盛岡：019-604-2530 宮古：0193-62-6455 釜石：0193-23-0651 花巻：0198-23-5231
 一関：0191-23-4125 大船渡：0192-26-5231 二戸：0195-23-4131

